

企業参入支援総合対策（新規）

【平成19年度予算額：1,728,562(20,000)千円ほか】

対策のポイント

農地リース特区の全国展開（平成17年9月から）により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するための本格的な事業を開始します。

（企業が地域に参入した事例）

<事例1>

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

<事例2>

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稻、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

<内容>

1. 農業参入促進のための総合的な広報・相談活動

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

【企業等農業参入支援全国推進事業 20,000(0)千円】

[担当課：経営局構造改善課(03-3501-3768(直))]

2. 農地情報の提供

インターネットにより農地の貸借等の希望に関する情報を公開し、地域内外から農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築します。その中で、企業等が参入に必要な農地に関する情報を広く提供します。

【補助率：1/2以内】

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農協、土地改良区】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

【担い手農地集積高度化促進事業のうち農地マーケット事業(特会) 300,000(0)千円】

[担当課：経営局構造改善課(03-3591-1389(直))]

3. 農地利用の調整

企業等の積極的な農業参入を促進するための掘り起こし活動や企業等が参入する農地の利用調整活動を実施します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

【特定法人等農地利用調整緊急支援事業 14,762(20,000)千円】

【特定法人等農地利用調整緊急支援(強い農業づくり交付金) 34,066,950(40,505,635)千円の内数】

[担当課：経営局構造改善課(03-3591-1389(直))]

4. 農地リースの支援

企業等が利用する農地の測量調査等に必要となる経費、小作料一括前払いに必要な経費、簡易な基盤整備に必要な経費を支援し、企業等への農地リースを促進します。

【補助率：定額、1/2以内】

【事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

【企業等農業参入支援推進事業（特会） 430,000（0）千円】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3768（直））]

5. 生産技術の支援

企業等へ営農計画や農業生産技術等の濃密な指導等を行い、安定的な経営発展を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県（普及組織）】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

【新技術活用優良農地利用高度化支援（強い農業づくり交付金）34,066,950(40,505,635)千円の内数】

[担当課：経営局普及・女性課（03-3593-6497（直））]

6. 施設整備等の支援

（1）機械・施設リースの支援

企業等への農業用機械・施設リースを支援し、農業参入の初期投資を軽減します。

【補助率：定額、補助率6/10】

【事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

【企業等農業参入支援加速リース促進事業（特会） 963,800（0）千円】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3768（直））]

（2）生産・加工・流通施設、土地基盤の整備

認定農業者等の育成・確保、担い手への農地の利用集積等に資する生産・加工・流通施設、土地基盤の整備に対し支援し、農業参入の初期投資を軽減します。

【補助率：1/2以内、4/10以内、1/3以内】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体、農協、特定法人等】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

【経営構造対策（強い農業づくり交付金）34,066,950(40,505,635)千円の内数】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3768（直））]

（3）農業用機械・施設整備等に係る融資

農業経営の改善を図る農業用機械・施設を取得する経費等を経営体育成強化資金等により融通します。

【農林漁業金融公庫資金等】

【貸付金利：1.9%（H19/3/19現在）】

【貸付限度額：1.5億円】

[担当課：経営局金融調整課（03-3502-7248（直））]

企業参入支援総合対策

フェーズ

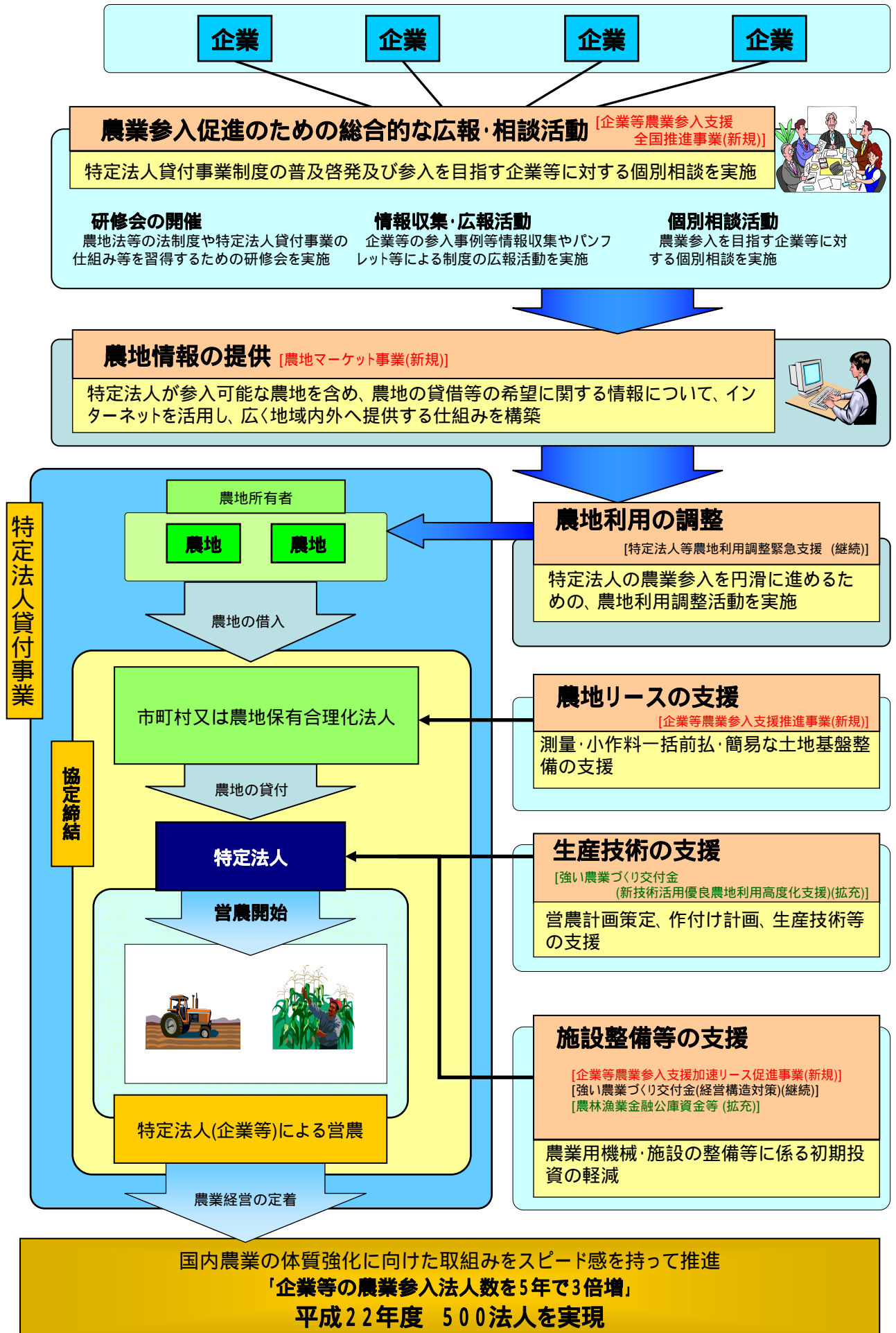
基礎的情報収集段階

参入検討段階

協定締結段階

就農準備段階

営農段階



企業等農業参入支援全国推進事業（新規）

【平成19年度予算額：20,000(0)千円】

対策のポイント

農地リース特区の全国展開（平成17年9月から）により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するため、総合的な広報・相談活動による支援を行います。

（企業が地域に参入した事例）

＜事例1＞

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

＜事例2＞

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稲、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

＜内容＞

1. 農業参入促進のための総合的な広報・相談活動

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

(1) 農業参入促進のための研修会

農地法等の法制度、特定法人貸付事業の仕組み、参入及び経営発展の方策等を習得するための研修会を実施します。

(2) 情報収集・広報活動

特定法人貸付事業による参入企業の営農体制、農作物栽培状況、経営状況等を収集・分析するとともに、特定法人貸付事業の普及啓発を図るためのパンフレット等を作成し、新規参入の取組事例、支援措置等の各種情報を企業等へ提供します。

(3) 個別相談活動

農業経営への参入意向を持つ企業等や、企業等の受入意向を持つ市町村等との個別相談を実施し、農業参入や企業受入に当たっての課題の具体的な解決策を提供します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3768（直））]

企業等農業参入支援全国推進事業

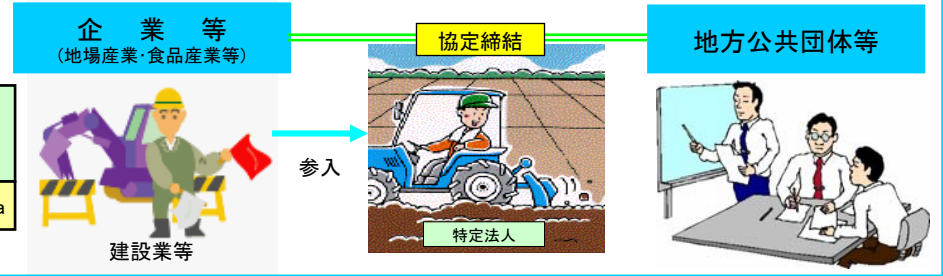
◎企業等の農業参入

意欲と能力のある者の農業への新規参入の促進の一環として、農業生産法人以外の株式会社等の法人が、リース方式により農業へ参入する仕組みを全国的に展開【農業経営基盤強化促進法の改正】

リース方式による企業等の参入状況（平成19年3月1日現在）

合計	参入法人数（営農を開始した法人数）			業種等別			借受面積
	組織形態別						
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他	
206法人	110法人	54法人	42法人	76法人	46法人	84法人	595.9 ha

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ



活動内容

特定法人貸付事業による地場産業・食品産業など企業等の農業参入の円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援するため、農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談等の支援活動を実施

○ 農業参入促進のための研修会

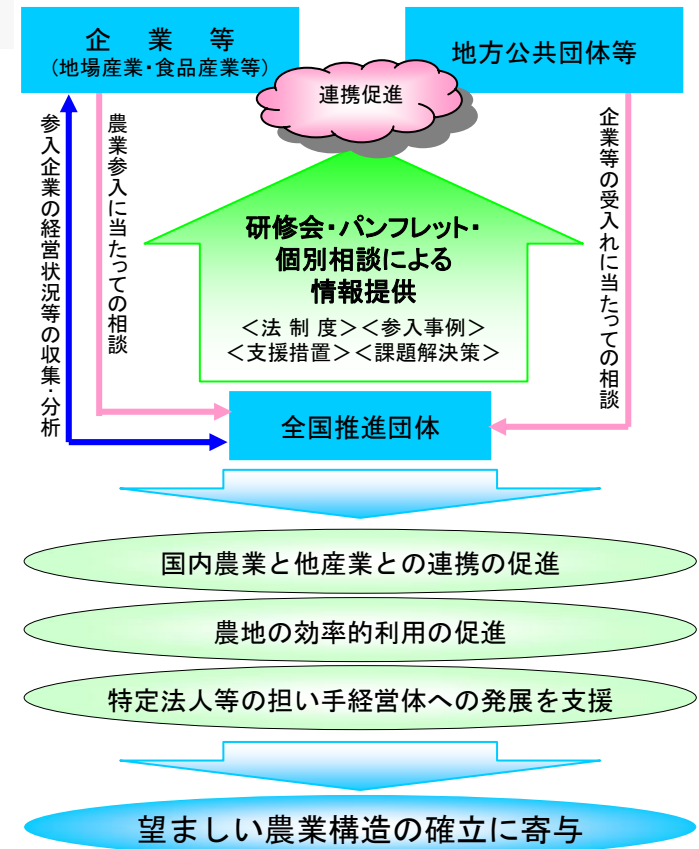
農地法等の法制度、特定法人貸付事業の仕組み、参入及び経営発展の方策等を習得するための研修会を実施

○ 情報収集・広報活動

特定法人貸付事業による参入企業の営農体制、農作物栽培状況、経営状況等を収集・分析するとともに、特定法人貸付事業の普及啓発を図るためのパンフレット等を作成し、新規参入の取組事例、支援措置等の各種情報を企業等へ提供

○ 個別相談活動

農業経営への参入意向を持つ企業等や、企業等の受入意向を持つ市町村等との個別相談を実施し、農業参入や企業受入に当たっての課題の具体的な解決策を提供



担い手農地集積高度化促進事業

【平成19年度予算額：2,500,350(0)千円】

対策のポイント

規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとめた形で団地化して集積するための支援措置等を新設します。

(農地利用集積の現状)

- ・ 担い手（認定農業者、基本構想水準到達者、特定農業法人、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営する集落営農組織）が経営する農地面積は平成18年3月現在で181万ha（全耕地面積の約4割）となっています。
- ・ 担い手にとって生産条件や立地条件において望ましい農地が少なく、規模拡大に伴って農地が分散しがちであることが規模拡大の阻害要因となっています。

政策目標

全耕地面積に占める担い手が経営する農地面積の割合の向上
約4割（平成17年） → 7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

<内容>

1 農地の団地化に向けた活動の支援

農用地利用改善団体などが、担い手に農地をまとめた形で団地化して集積（面的集積）するため、面的集積の現状・目標や農地の権利移転計画などを内容とする**面的集積促進プラン**を定め、担い手への**面的集積を実現した場合、実績に応じ面的集積促進費**を農用地利用改善団体などを通じて**農地の出し手・受け手などに支払**います。

また、より大きな面的集積を実現した場合、より長期の賃貸借契約を結んだ場合、遊休農地を解消した場合などには、基本額に加えて加算額を支払い、担い手のコストダウンや地域内の農地の有効活用を積極的に図ろうとする活動を支援します。

【補助率：1／2以内、定額】

【事業実施主体：市町村】

【面的集積強化促進事業 2,000,000(0)千円】

○ 面的集積促進費の交付単価一覧

	補助	集落営農組織	認定農業者
基本単価	1／2以内	15,000円/10a	15,000円/10a
規模拡大加算	定額	—	1～4ha 15,000円/10a 4～7ha 20,000円/10a 7～10ha 25,000円/10a 上限(10ha～)都府県3,000,000円/地区 上限(30ha～)北海道9,000,000円/地区
長期契約加算	定額	—	500,000円/地区
遊休農地加算	定額	—	500,000円/地区
事業連携加算	定額	—	500,000円/地区

2 農地の出し手・受け手の募集体制の整備

耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネットにより農地の売買、貸借などの希望に関する情報を公開し、地域内外から広く農地の出し手・受け手を募集できる仕組み（農地マーケット）を構築します。また、集約した農地情報を地域の農用地利用改善団体などに提供することにより、担い手への農地の面的集積に寄与します。

【補助率 1 / 2 以内】

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区】

【農地マーケット事業 300,000(0)千円】

3 効率的な農地利用に向けた支援

現場における農地利用調整のスケジュールに対応し、事業採択申請までの2年間以内に利用集積を図った農地に対して、**整地、客土、暗きょ整備などの簡易な基盤整備**を行い、効率的な農地利用を支援します。

【補助率 1 / 2 以内】

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区】

【利用集積農地整備事業 100,110(0)千円】

4 市町村等に対するサポート

都道府県段階、全国段階での農地マーケットを構築するとともに、本事業を活用して担い手への農地の利用集積に取り組む市町村等を指導・サポートします。

【補助率 1 / 2 以内、定額】

【事業実施主体：都道府県、都道府県農業会議、(社)全国農地保有合理化協会】

【都道府県事業 45,120(0)千円】

【都道府県団体事業 45,120(0)千円】

【全国団体事業 10,000(0)千円】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課(03-3591-1389(直))]

担い手農地集積高度化促進事業のうち 農地マーケット事業(新規)

現状

耕作放棄地の増加、高齢化による担い手不足の深刻化

集落内に担い手が
いないんじゃ...

農地の出し手と受け手のミスマッチ
従来の利用調整活動だけでは限界...

欲しい農地がなかなか
見つからない...

インターネット等により農地の売買等に関する情報を公開し、
農地の出し手・受け手双方が取引相手を探すことができる開かれた市場

農地マーケット

マーケット企画準備事業

農地マーケットの構築のための計画を策定

- ・意向調査、農地情報の公開手法・期間、受け手対象者、広報活動等について
- ・ホームページの方向性について 等

マーケット参加募集事業

利用権の設定等に関する意向調査

本事業への参加を呼びかける広報活動

不在村地主等への協力要請活動

マーケット整備運用事業

ホームページの整備

登録申請
(意向調査の提出)
「農地を売り・貸したい！」

登録申請
(意向調査の提出)
「農地を買い・借りたい！」

更新

更新

更新

マッチング

地域の農用地利用改善団体に
情報提供し、利用集積を促進

特定法人貸付事業により参入
可能な区域の農地情報を入手

権利設定・移転

規模縮小農家等

規模拡大意向農家等

不在村地主等

新規就農希望者等

出し手

受け手

農用地利用改善団体

農業生産法人以外の法人

面的集積に活用

担い手への農地の利用集積を促進

特定法人等農地利用調整緊急支援事業（継続）

【平成19年度予算額：14,762（20,000）千円】

対策のポイント

企業等の農業参入に当たり、農業委員会が実施した活動事例を全国農業会議所で収集・分析し提供していきます。

（企業等の農業参入の状況）

- ・ 農業に参入した企業等は、平成18年9月1日現在、80市町村で173法人となっており、業種別では、建設業、食品産業をあわせ全体の6割（105法人）を占めています。また、営農類型別にみると、野菜が67法人と最も多く、次いで複合35法人、米麦等34法人の順となっています。
- ・ 参入企業等に貸し付けられている農地は529haで、うち約6割が遊休農地又は遊休化のおそれのある農地であり、企業等の参入が遊休農地の解消・発生防止につながっています。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人（17年度末） → 500法人（22年度）

<内容>

○ 企業等の農業参入に係る農地の利用調整活動

企業等の円滑な農業参入を図るため、参入時における農業委員会の農地用調整活動の事例等を全国農業会議所でデータベース化し、農業委員会系統組織へ提供します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：全国農業会議所】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

強い農業づくり交付金

－ 経営力の強化（構造改善課分）－

【平成19年度予算額：34,066,950（40,505,635）千円の内数】

対策のポイント

農業生産を核とした加工、流通、販売等への取組を通じたアグリビジネス（創造的高付加価値農業）等に意欲的に取り組む経営体を支援します。また、農業委員会による農地の利用調整及び優良農地の確保のための取組等を支援します。これにより、認定農業者等の担い手の育成及び担い手への農地の利用集積の加速化を図ります。

（農業構造の展望とは）

「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにしたものです。

食料・農業・農村基本計画（17年3月閣議決定）と併せて提示しており、平成27年における望ましい姿として、効率的かつ安定的な農業経営が家族農業経営で33万～37万程度、集落営農経営で2～4万程度、法人経営で1万程度となることを展望しています。

1. 担い手の育成・確保

政策目標

		担い手の育成・確保	
<平成17年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約20万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農	約1万	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

<内容>

○ 整備（ハード）事業（経営構造対策）（継続）

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図るため、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援します。 【交付率：定額（1／2以内等）】

【事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体、第3セクター、PFI事業者 等】

2. 担い手への農地利用集積の促進

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上	
<平成17年>	<農業構造の展望（平成27年）>
約4割	→ 7～8割程度

<内容>

○ 推進（ソフト）事業（継続）

① 集落農地利用調整

集落の合意形成に向けた戸別訪問による農地のあっせん活動及び集落の農地利用調整のための計画づくり並びに農用地利用規程の作成支援等、**集落営農の組織化・法人化を推進**します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

② 特定法人等農地利用調整緊急支援

地域の建設業者や食品産業等の企業が円滑に農業に参入できるよう企業の参入意向を把握し農業参入に必要な情報を提供するとともに、**参入希望のある企業等**に対し農地の利用調整活動を実施します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

③ 優良農地確保支援対策等（うち遊休農地解消普及活動）

農業委員会による農地の利用調整活動を踏まえ、普及組織と連携し**遊休化が解消された農地を優良農地として定着させ遊休化の再発防止**を図ります。

【交付率：定額】

【事業実施主体：農業委員会】

④ 連携強化推進体制整備

都道府県及び地域段階の農業委員会系統組織と関わりのある農業団体との連携強化に向け、**農地等情報の共有化等の活動**に対し支援します。

【交付率：定額（1／2以内）】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3741（直））]

企業等農業参入支援推進事業（新規）

【平成19年度予算額：430,000(0)千円】

対策のポイント

農地リース特区の全国展開（平成17年9月から）により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するため、農地リースが円滑に行われるよう支援します。

（企業が地域に参入した事例）

〈事例1〉

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

〈事例2〉

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稲、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

〈内容〉

1. 農地リースの支援

企業等が利用する農地の測量調査等に必要となる経費、小作料一括前払いに必要な経費、簡易な基盤整備に必要な経費を支援し、企業等への農地リースを促進します。

(1) 遊休農地の測量調査等への支援

農地を安心して貸借できる条件整備を支援します。

(2) 小作料一括前払いへの支援

小作料一括払いにより、特定法人への農地貸付を支援します。

(3) 簡易な土地基盤整備への支援

農地を営農可能な状態へ回復し、営農の早期定着を支援します。

【補助率：定額、1/2以内】

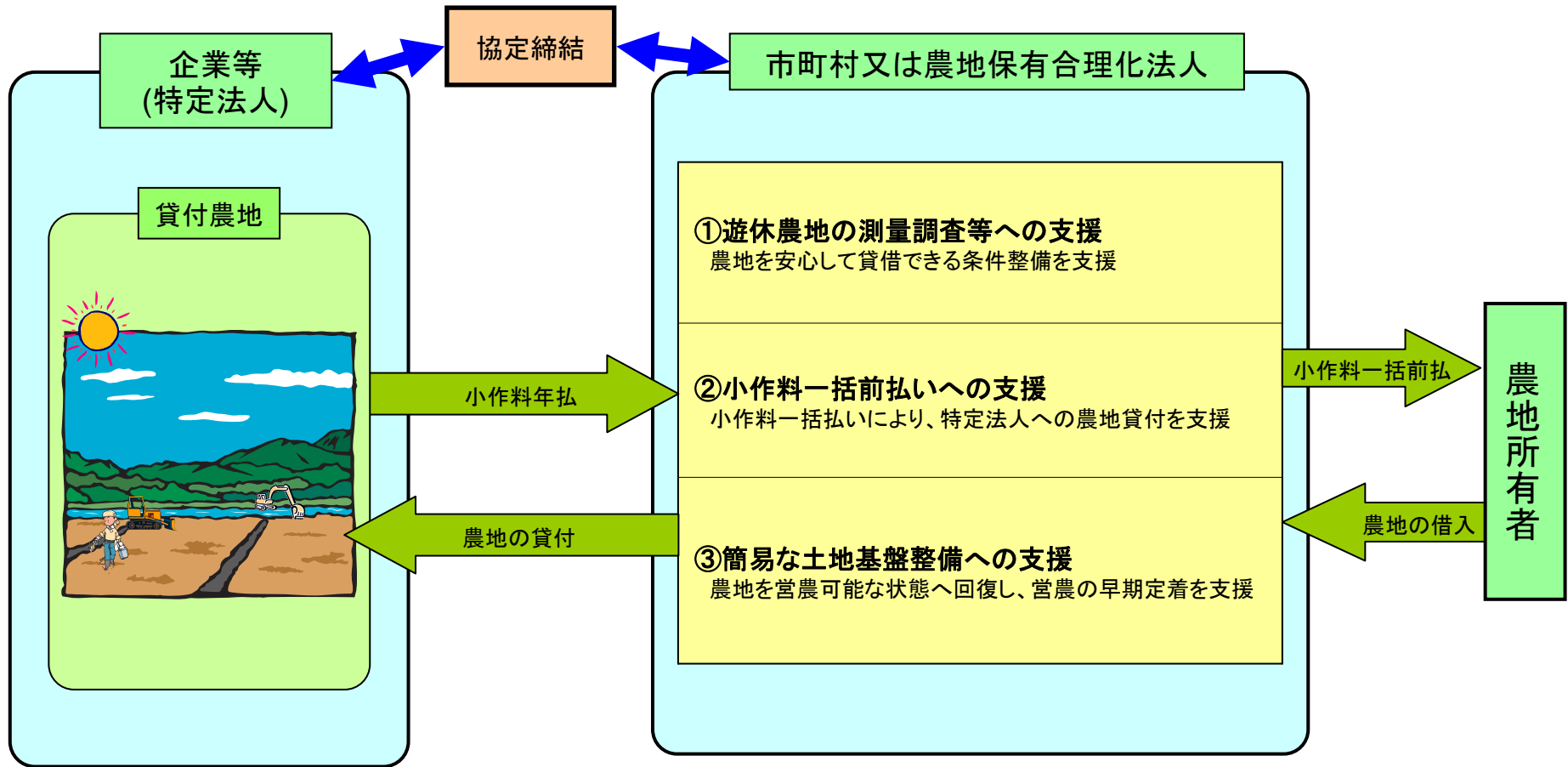
【事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3768（直））]

企業等農業参入支援推進事業

特定法人貸付事業を実施する場合において必要となる、遊休農地の測量調査等に係る経費、小作料一括前払いに必要な経費、抜根整地・畦畔除去等簡易な基盤整備に係る経費を支援



強い農業づくり交付金のうち推進交付金
担い手への農地利用集積の促進のうち
－新技術活用優良農地利用高度化支援－（拡充）

【平成19年度予算額：34,066,950（40,505,635）千円の内数】

メニューのポイント

優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

（新技術を導入した事例）

- [取組課題] 耕作放棄地を活用した周年放牧への取組
[活動内容] シバの生育調査及び調査結果の応用により、果樹廃園7.3haをシバ草地化し、放牧。
電牧柵を導入しイタリアンライグラス草地放牧の実証試験。
[地域への効果] 自宅近くの耕作放棄地や雑木林を利用した放牧と水田の耕作放棄地を利用した周年放牧で労力の軽減と増頭に寄与。

- [取組課題] 省力機械化の確立によるらっきょう栽培規模拡大支援
[活動内容] らっきょうの植付機の改良・活用による省力化を実証。
[地域への効果] 参入企業は植付機の導入を検討し、規模拡大を目指す。

政策目標

【全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上】

<平成17年> <農業構造の展望（平成27年）>
約4割 → 7～8割程度

【企業等の農業参入法人数を5年で3倍増】

<平成17年度末> <平成22年度>
156法人 → 500法人

<内容>

1. 遊休農地の解消のための普及活動

遊休農地の解消に必要な小規模移動放牧、鳥獣害対策等の実証展示、技術指導を実施します。

2. 耕地の利用率の向上のための普及活動

規模拡大や作期競合の回避に必要な新たな作物や栽培方式の導入、地域に合った二毛作体系技術の実証展示、技術指導を実施します。

3. 集積された農地の一体的利用のための普及活動

水稻の直播栽培や機械化体系の確立など大規模・低コスト生産技術の技術指導を実施します。

4. 農業参入法人への農業技術・経営指導活動

農業参入法人の営農計画の策定支援や普及指導協力委員等による濃密な技術・経営指導を行い、安定的な経営発展を支援します。

【交付率：定額】

<事業実施主体> 都道府県（普及組織）

<事業実施期間> 平成18年度から平成21年度まで

[担当課：経営局普及・女性課（03-3593-6497（直））]

新技術活用優良農地利用高度化への支援

普及組織による新技術を活用した優良農地利用の高度化への支援

- 地権者に対する作目・作付計画の提案、導入作物の技術指導
- 鳥獣害対策・小規模移動放牧等の技術指導
- 規模拡大や作期競合回避のための作物や栽培方式の導入
- 地域にあった二毛作体系技術の実証展示
- 農業生産法人以外の法人（特定法人）に対する濃密な農業生産技術・経営指導を実施し、安定的な経営発展を支援（19年度拡充）
-等

連携・支援

都道府県農業会議及び農業委員会による取り組み

連携・支援

民間団体の取り組み

遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、農地の高度利用

農業の構造改革を推進

企業等農業参入支援加速リース促進事業（新規）

【平成19年度予算額：963,800(0)千円】

対策のポイント

農地リース特区の全国展開（平成17年9月から）により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するため、参入に当たっての初期投資を軽減するための支援を行います。

（企業が地域に参入した事例）

＜事例1＞

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

＜事例2＞

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稲、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

＜内容＞

1. 機械・施設リースの支援

企業等への農業用機械・施設リースを支援し、農業参入の初期投資を軽減します。

(1) 一般機械施設導入(全額融資)タイプ

農地保有合理化法人が、交付金・補助金に頼らず、機械・施設を取得し、特定法人にリースする場合、取得費の全額を無利子で貸し付けます。

(2) 特定機械施設導入(交付金活用)タイプ

農地保有合理化法人が強い農業づくり交付金等を活用し、機械・施設を取得し、特定法人等にリースする場合、取得費から交付金額を差し引いた残額を無利子で貸し付けます。

【補助率：定額、補助率6/10】

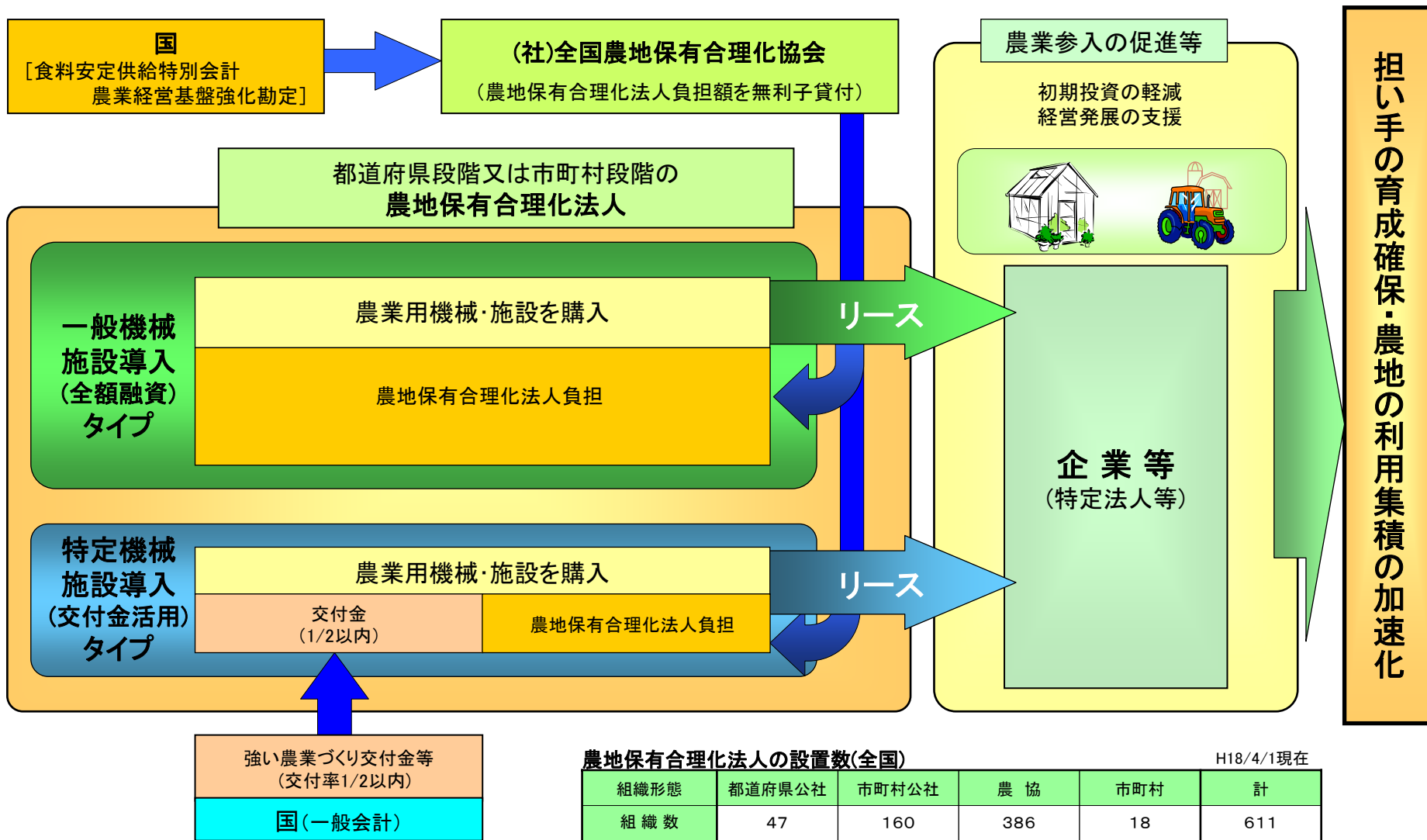
【事業実施主体：(社)全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課(03-3501-3768(直))]

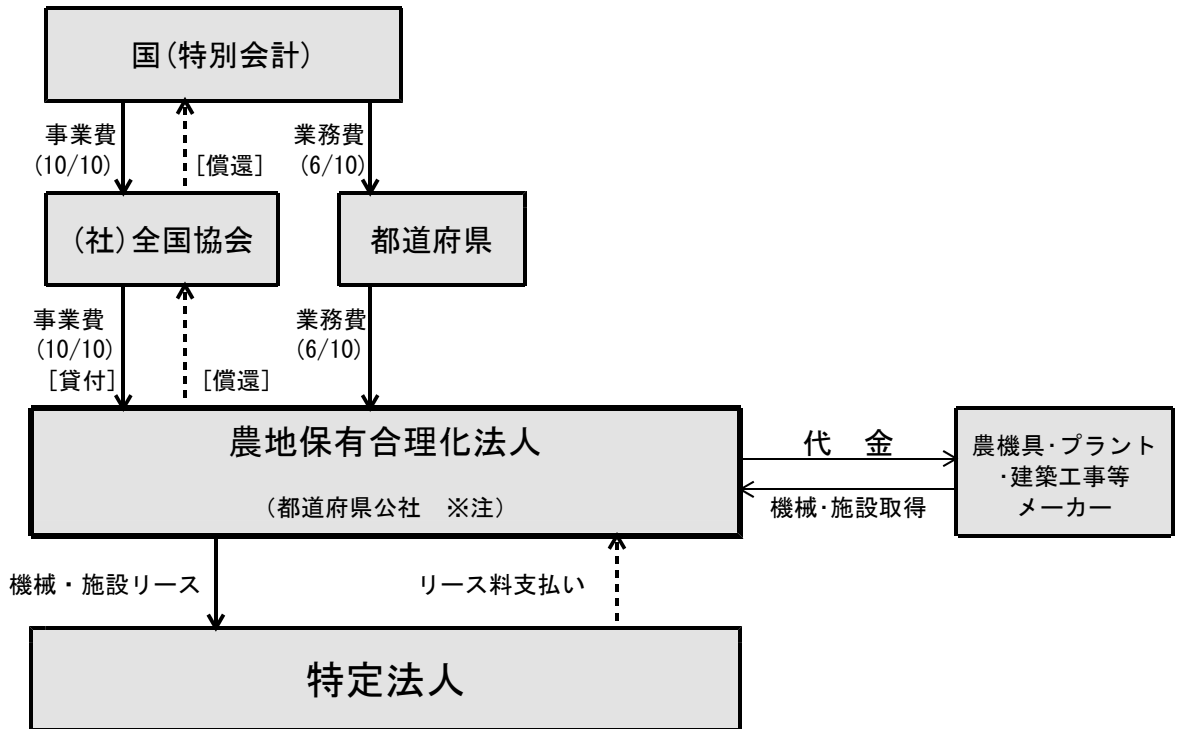
企業等農業参入支援加速リース促進事業

都道府県段階及び市町村段階の農地保有合理化法人が、農業用機械・施設を取得し、企業等にリースする場合において、(社)全国農地保有合理化協会が当該農業用機械・施設の取得に係る事業主体負担額を無利子で貸付



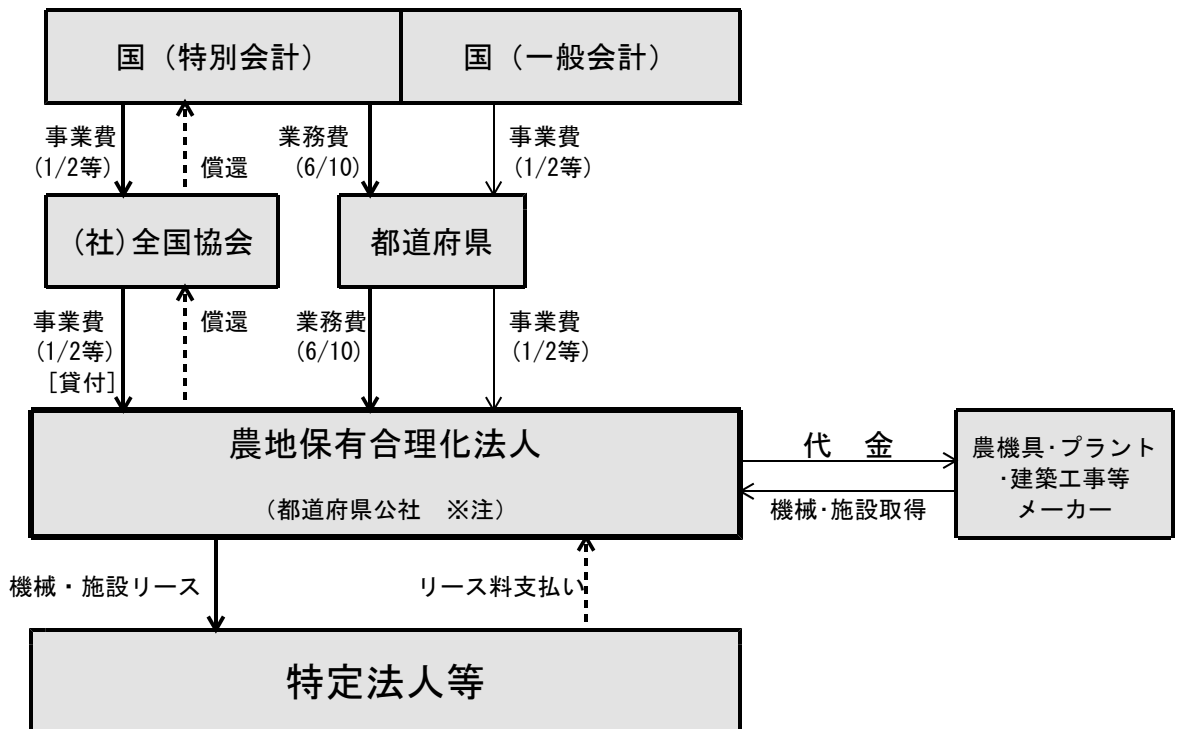
【基本的な仕組み】

1 一般機械施設導入(全額融資)タイプ



※注：市町村段階の農地保有合理化法人が本事業により農業用機械・施設をリースする場合は、その必要となる資金を都道府県公社経由で貸し付ける。

2 特定機械施設導入(交付金活用)タイプ



※注：市町村段階の農地保有合理化法人が本事業により農業用機械・施設をリースする場合は、その必要となる資金を都道府県公社経由で貸し付ける。

強い農業づくり交付金のうち

経営構造対策の概要

～地域内の合意形成を基本とした地域農業の構造改革～

1. 対策の内容

認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤整備等の整備を支援。

[支援対象メニューの例]

- ①小規模土地基盤整備…畦畔の除去及び改善、遊休農地改良のための客土、抜根 等
- ②農業用機械…野菜定植・収穫用機械 等
- ③農業用施設…農産物集出荷施設、有機野菜用堆肥の製造施設 等

2. 目標の設定

目標の内容	達成すべき基準
① 構造改革重点目標 ア 認定農業者の育成〔必須〕 イ 担い手への農地の利用集積 （ア）利用集積率〔必須〕 （イ）連担化率〔任意〕 ② 地区選択目標〔任意〕	以下のいずれかの基準を満たしていること ① 認定農業者数が50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上 ② 担い手への農地の利用集積率が60%以上又は現状より10ポイント以上増加

3. 事業実施主体 農業者等の組織する団体、農協、特定法人（農業経営基盤強化促進法又は旧構造改革特別区域法に基づく特定法人をいう。） 等

- ※ 受益農家戸数が3戸未満の農業生産法人及び農業サービス事業者（農作業の受託を行う法人）、特定法人については、以下の要件等を満たす場合に事業実施主体となることが可能。
- 農業常時従事者3人以上を雇用する目標及びその達成のためのプログラム（年次計画）が設定されていること
 - 経営面積がおおむね20ha（中山間は10ha、北海道は45ha（飼料作の場合は80ha））以上となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること

4. 事業実施期間 平成17年度から平成21年度（地区ごとの実施期間は原則3年間）

5. 交付率 定額（1/2以内、4/10以内、1/3以内、沖縄県にあつては2/3以内）

6. 平成19年度予算額 強い農業づくり交付金 34,067（40,506）百万円の内数

【担当課：経営局構造改善課】

企業等からの農業参入法人に対する支援の充実

対策のポイント

農業経営への意欲的な企業の農外からの新規参入を促進するため、農業経営実績がなくても一定の要件を満たす農業参入法人を農業近代化資金、経営体育成強化資金（農林公庫資金）の貸付対象者に追加します。

（参考）

- ・ これまでは、農業参入法人が認定農業者であれば、農業近代化資金、スーパーL資金の融通が可能でした。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増
156法人（17年度末）→500法人（22年度）

<内容>

① 貸付対象者

異業種から農業参入した法人など農業経営の実績のない法人（経営開始後2期以上の決算を終えていないもの）であって、次の要件を満たすもの

- 5年以内に認定農業者となる計画を有していること
- 経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受けていること

② 資金使途

農地取得資金、施設整備資金、長期運転資金

③ 貸付金利 1. 9%（平成19年4月18日現在）

④ 貸付限度額 1. 5億円

⑤ 償還期限

農業近代化資金 : 15年以内（据置7年以内）

経営体育成強化資金 : 25年以内（据置10年以内）

⑥ 融資機関

農業近代化資金 : 農協系統金融機関、銀行、信用金庫

経営体育成強化資金 : 農林漁業金融公庫

（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）

[担当課：経営局金融調整課（03-3501-3726（直））]